

「古都奈良の文化財」世界遺産登録 25 周年記念ロゴマーク使用に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「古都奈良の文化財」世界遺産登録 25 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第 2 条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「古都奈良の文化財」世界遺産登録 25 周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第 1 号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ等報道機関が報道目的で使用する場合は、この限りでない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用承認基準)

第 3 条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、「古都奈良の文化財」世界遺産登録 25 周年記念ロゴマーク使用承認書（様式第 2 号）及び別に定めるガイドラインを交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 ロゴマークの使用が次の各号いずれかに該当する場合は、市長はこれを承認しないこととし、使用不承認通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(1) 市の信用や品位を傷つけるおそれがある場合

(2) 第三者の誤解を招き、または利益を害するおそれがある場合

(3) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合

(4) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合（後援名義の承認が決定している場合を除く）

(5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合

(6) 法令や公序良俗に反するもの、または反するおそれがある場合

(7) 使用の申請をした者が下記の項目に該当する場合

イ、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ロ、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ハ、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

ニ、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

ホ、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

へ、上記イからホのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

ト、上記ロからへに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合

(8) この要領の規定に従わないおそれがある場合

(9) その他承認することが不相当と認められる場合

(デザインの使用)

第4条 ロゴマークのデザインは、前条第1項のガイドラインに沿ったものでなければならない。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第3条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークを承認された用途のみに使用し使用条件を遵守しなければならない。

(2) 当該使用に係る完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出することとする。

(3) ロゴマークの使用後は、速やかに提供を受けたロゴマークの電子データを消去すること。

(4) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、または商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。

(5) 第3条第2項の規定により付された条件に従うこと。

(承認事項の変更)

第7条 使用者が使用承認の内容を変更しようとする場合、あらかじめ使用変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、変更前にその承認を受けなければならない。

2 市長は前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは使用変更承認書（様式第4号）を、承認しないときは使用変更不承認通知書（様式第4号）をそれぞれ交付するものとする。

3 市長は前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(権利譲渡の禁止)

第8条 使用者は、ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができ

ない。また、ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(損失補償等の責任)

第9条 市は、ロゴマークの使用を承認したこと、不承認したことまたは取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した対象の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意または過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(ロゴマークの使用中止)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

(1) 使用の申請または変更の申請の内容に虚偽があることが判明した場合

(2) 使用者が第6条及び第8条に掲げる事項を遵守しない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、ロゴマークを継続して使用することが不適切であると市長が認めた場合

2 前項の規定により使用者に生じた損害について、奈良市は一切の責任を負わないものとする。

(使用期間)

第11条 ロゴマークを使用出来る期間は、承認を得た日から令和6年3月31日までとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月31日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

「古都奈良の文化財」世界遺産登録25周年記念ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申請者 住 所
団体等名称
代表者氏名

次のとおり「古都奈良の文化財」世界遺産登録25周年記念ロゴマークの使用の承認を受けたいので、申請します。

使用目的				
使用方法				
使用期間				
使用サイズ				
使用数量				
連絡先	所属		氏名	
	TEL		FAX	
	E-mail			
添付書類	1 企画書（使用内容・デザイン等がわかるもの） 2 申請者の概要			
備考				

第2号様式（第3条関係）

「古都奈良の文化財」世界遺産登録25周年記念ロゴマーク使用承認・不承認通知書

年 月 日

様

奈良市長

年 月 日付けで申請のありましたロゴマークの使用については、下記のとおり承認します。

承認しません。

記

承認内容	使用目的	
	使用方法	
	使用期間	
	使用サイズ	
	使用数量	
承認しない理由		
条件	<ol style="list-style-type: none">1. 本申請の使用方法以外にロゴマークを使用しないで下さい。2. 使用方法を変更した場合は、直ちに変更申請書を提出して下さい。3. 使用により生じたトラブルについては、市は一切責任を負いません。4. 使用に係る経費については、すべて使用者が負担して下さい。5. 宗教活動・政治的活動行為への使用は一切認めません。6. 使用後は、提供したロゴマークの電子データを消去して下さい。7. 完成品を提出して下さい。	
備考		

第3号様式（第7条関係）

「古都奈良の文化財」世界遺産登録25周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申請者 住 所
代表者名
電話番号

次のとおり「古都奈良の文化財」世界遺産登録25周年記念ロゴマークの使用の変更承認を受けたいので、申請します。

	変 更 前		変 更 後	
使用目的				
使用方法				
使用期間				
使用サイズ				
使用数量				
変更理由				
連絡先	所属		氏名	
	TEL		FAX	
	E-mail			
備 考				

※変更内容が確認できる資料等を添付してください。

第4号様式（第7条関係）

「古都奈良の文化財」世界遺産登録25周年記念ロゴマーク使用変更承認・不承認通知書

年 月 日

様

奈良市長

年 月 日付けで変更申請のありましたロゴマークの使用については、下記のとおり承認します。

承認しません。

記

承認内容 (変更後)	使用目的	
	使用方法	
	使用期間	
	使用サイズ	
	使用数量	
承認しない理由		
備考		